

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」又は「5365」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。	本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。
第1部 一般条項 第1章～第6章（略）	第1部 一般条項 第1章～第6章（略）
第2部 ショッピングサービス 第1章（略）	第2部 ショッピングサービス 第1章（略）
〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉 第63条（略） 第64条 1（略） 2 ショッピングサービスの利用による1回払い、2回払い及びボーナス払いの支払期日及び支払金額は、次のとおりとなります。但し、ご利用された日によっては、第29条第2項に定める事由により、初回の支払期日（1回払いについては、全額の支払期日）が遅れことがあります。 （1）1回払い 利用額の全額につき翌月の支払期日 （2）2回払い 利用額の半額（端数は <u>2回目</u> に算入）につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日 （3）ボーナス払い 每年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日 （但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります）	〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉 第63条（略） 第64条 1（略） 2 ショッピングサービスの利用による1回払い、2回払い及びボーナス払いの支払期日及び支払金額は、次のとおりとなります。但し、ご利用された日によっては、第29条第2項に定める事由により、初回の支払期日（1回払いについては、全額の支払期日）が遅れことがあります。 （1）1回払い 利用額の全額につき翌月の支払期日 （2）2回払い 利用額の半額（端数は <u>初回分</u> に算入）につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日 （3）ボーナス払い 每年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日 （但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります）

第65条～第76条（略）

第3章（略）

第3部 キヤッキングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】

【キヤッキングサービス】（略）

【ショッピングサービス】（略）

【キヤッキングサービス及びショッピングサービス】（略）

第65条～第76条（略）

第3章（略）

第3部 キヤッキングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】

【キヤッキングサービス】（略）

【ショッピングサービス】（略）

【キヤッキングサービス及びショッピングサービス】（略）